様式第六十五の十三の備考2中「から4まで」を「、2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十五の十五の備考中「から4まで」を「、2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十五の十七の備考中「から4まで」を「、2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十五の十九の備考中「から4まで」を「、2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十五の二十一の備考中「から4まで」を「、2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十五の二十三の備考中「から4まで」を「、2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十五の二十五の備考2中「から4まで」を「、2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十九の備考6中「14まで」を「12まで、14」に改め、「「【納付者】」と」の下に「、「特許出願人」とあるのは「納付者」と」を加え、同備考を同様式の備考8とし、同様式に備考7として次のように加える。

7　第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1／2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1／2軽減」のように記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1／2軽減。確認書の番号　第○○号」のように記載し、確認書が交付されていないときに納付するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記載する。

様式第六十九の備考5中「次に「【その他】」」や「次に「【持分の割合】」」や「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、「第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1／2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1／2軽減」のように記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1／2軽減。確認書の番号　第○○号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記載する。これらの場合において、備考3により名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。」を削り、同備考を同様式の備考6とし、同様式中備考4を備考5とし、同様式の備考3中「「【納付年分】」」の下に「(備考6に該当する場合にあっては「【持分の割合】」、備考7に該当する場合にあっては「【特許料等に関する特記事項】」)」」を加え、同備考を同様式の備考4とし、同様式中備考2を備考3とし、同様式に備考2として次のように加える。

2　「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

様式第七十の備考2中「「【納付年分】」」の下に「(備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)」を加え、「その他」を「特許料等に関する特記事項」に改め、「記載」の下に「し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載」を加え、同様式の備考3中「次に「【その他】」」や「次に「【持分の割合】」」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように記載する（備考2により「【その他】」の欄に特許料及び割増特許料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する」に改め、同様式の備考4中「8、10から14まで」を「10から12まで、14」に、「及び3」を「、3及び5」に、「備考2中」を「備考3中」に、「備考4中」を「備考5中」に改める。

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（実用新案登録請求の範囲の様式）

第四条の二　願書に添付すべき実用新案登録請求の範囲は、様式第三の二により作成しなければならない。

第六条中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

第二十二条中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」を加える。

第二十三条第一項中「受取の手続　」と」の下に「、第十条中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第四条第二項」と、「第一条の三第二項若しくは第三項」とあるのは「第二条の二第二項」と、「この規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四条、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第三項前段」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令第四条第二項」と」を加え、同条第九項を削り、同条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする。

様式第一中

「【提出物件の目録】	明細書	1	を	「【提出物件の目録】	実用新案登録請求の範囲	1
【物件名】	図面	1		【物件名】	明細書	1
【物件名】	要約書	1」		【物件名】	図面	1
				【物件名】	要約書	1」

に改め、同様式の備考3中「36」を「40」に改め、「、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり」を削り、「29」を「50」に改め、同様式の備考9中【代表者】」の下に「若しくは【法人の法的性質】」」を、「【電話番号】」」の下に「又は【ファクシミリ番号】」」を加え、同様式の備考11中「「【手数料の表示】」」の欄」を「「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)」に、「その他」を「法人の法的性質」に改め、同様式の備考14中「【営業所】」を「【日本における営業所】」に改め、同様式の備考15中「し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものと」を削り、同様式中備考37を備考38とし、備考36を備考37とし、備考35中「37」を「38」に改め、同備考を同様式の備考36とし、同様式中備考34を備考35とし、備考33を備考34とし、備考32を備考33とし、備考31を備考32とし、同様式の備考29中「28」を「29」に改め、同備考を同様式の備考30とし、同様式中備考28を備考29とし、備考27を備考28とし、備考26中「第27条第1項」を「第27条第2項」に、「に規定する別段の定」を「の定め」に改め、「(備考11又は備考25若しくはその双方により【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は国等以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。)」を削り、同備考を同様式の備考27とし、備考25中「「【手数料の表示】」」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外の者のすべての者の持分の割合○／○」のように記載する。第1条第3項の規定により、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）第30条の規定による特定研究成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る実用新案登録出願（平成何年度○○省、○○委託研究、産業再生